

## 佐倉市補助金検討委員会（第7回）会議録

日時	平成 26 年 7 月 15 日（火）14 時～	場所	佐倉市役所議会棟第 2 委員会室
出席者	委員：小口委員長、淡路委員、清水委員、山崎委員、吉見委員		
	事務局	福山企画政策部長 小川財政課長 蜂谷主幹 小林主査 塩浜主査補 田中主査補	
	その他	傍聴者 3 名	
内 容			
<p>(1) 配布資料の確認について（財政課 小林主査）</p> <p>(2) 議事</p> <p><b>議題 1. 補助金のヒアリングについて</b></p> <p><b>■佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金</b> （青木健康増進課長、細井副主幹、池田主査補）</p> <p>～概要説明～ （青木課長）</p> <p>交付金の交付先である佐倉市食生活改善推進協議会は、佐倉市が地域の食を通じた健康づくり活動を推進するために養成した食生活改善推進員で組織されている団体です。</p> <p>平成 25 年度の会員数は 100 名で、現在は 104 名で活動をしています。</p> <p>「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、バランスのとれた食生活の定着を目指し、自主的な活動と行政への支援活動を通じて、市民の健康の増進に寄与することを目的としております。</p> <p>主な活動内容といたしましては、メタボリックシンドローム予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性のための料理教室、カルシウム不足改善を目指した料理講習会です。</p> <p>平成 25 年度は、延べ 109 回の開催をしており、市民の方の参加は延べ 3,353 人です。内訳としては、自主的な活動として年間 52 回、行政の支援活動として年間 57 回です。</p> <p>これら地域の健康課題に向けた草の根活動は、市民の健康に対する意識改革に貢献しております。また、効果的な活動を行うにあたり、佐倉市のみではなく、印旛保健所管内の食生活改善協議会や、千葉県食生活改善協議会の研修会等にも参加しており、他市町村の状況を把握したり、専門家の講演を傾聴したり、知識の向上に努めまして、そこで学んだことをボランティア活動として市民に普及、啓発しております。</p>			

佐倉市においては、これらの取り組みを支援するために、千葉県食生活改善協議会への負担金相当額4万5千円を交付金として支出しております。

当該交付金を交付することで、推進員の資質の向上が図られるとともに、関係機関との連携のもとに食生活改善推進員としての活動が円滑に実施され、地域住民の健康増進に寄与するものと考えております。

#### ～質疑応答～

(C 委員)

食生活改善推進員が主催する料理教室に参加したことがあります。保健センターで行っている料理教室との違いはどこにあるのですか。

(細井副主幹)

保健センターで実施している食に関する講習会は、栄養士等が健康にリスクを抱えている人を対象に行っています。

一方、食生活改善推進員が主催する料理教室は、各地区の自治会単位で、地域の身近な健康課題を掘り下げて実施しています。地域まで出向いて実施できる効果が大きいと思っております。

(A 委員)

どのような方が推進員になっているのですか。

また、推進員は協議会に会費を納めているのでしょうか。

(細井副主幹)

推進員の方は、主に主婦の方ですが、最近では定年退職後の男性が、地域に貢献したいということで、推進員を希望される方も増えてきています。

佐倉市食生活改善推進協議会に加入すると、年間1,000円の会費を納めていただくこととなります。会費は、各種研修の旅費や活動費に充てられます。

(A 委員)

この補助金は千葉県の食生活改善協議会への負担金相当ということですが、千葉県の食生活改善協議会に加入しないと、会の活動に支障が生じるのでしょうか。

(細井副主幹)

千葉県の食生活改善協議会は、全国の食生活改善協議会に加入しており、国から最新の知識が入ってきますので、そういった研修が受けられるというのが大きなポイントです。

(A 委員)

研修を受けるためだけに負担金を支出しているという評価でいいのでしょうか。

(細井副主幹)

それだけではなく、千葉県内の食生活改善推進協議会同士の交流もあり、交流の中から切磋琢磨して、よりよい活動のための情報交換といった点も担っております。

(A 委員)

千葉県の協議会に加入するかどうかは協議会自身が判断することです。会費を徴収しているのですから、その中から負担金を支出するべきで、安易に行政から補助金をもらい、それを原資に支出するべきではないと思います。

(D 委員)

推進委員は年間 1,000 円の会費を納めればなれるのでしょうか。それとも、食に関する専門知識が必要であるとか、何年間か活動をして認定を受けるといったものなのでしょうか。

(細井副主幹)

推進委員になるには、市の養成講座を受講し、修了された方に委嘱をしております。何年かすると別の資格が付与されるといったことはありませんが、佐倉市は印旛管内、千葉県内でも古くから活動をしているので、本部役員等を担い、よりよい活動に寄与しているという功績はあります。

(D 委員)

千葉県や全国の食生活改善協議会に加入しなくても、活動は可能ということですね。

(細井副主幹)

そうです。

(B 委員)

補助金検討委員会の検討における尺度として補助金額がありますが、年間 4 万 7 千円というのはとても少ない金額です。この補助金を支出するに際して、さまざまな手続きを経て支出されているのであれば、市が県に直接振り込むといった他の手段はないのでしょうか。

(細井副主幹)

市の予算の中に計上し、直接執行する方法もとれるかとは思いますが。

(B 委員)

協議会に加入されている推進員のみなさんが、県や国とつながっていることにどれだけの価値を見出すかが判断基準になると思います。

協議会の主目的が、専門的知識の情報共有というよりは、地域の状況をふまえる中で、顔を合わせることでよりよい食生活改善推進活動に取り組んでいくということであるならば、この補助金の意図とは違うところに効果があるのではないかと思います。

専門的知識は市の保健師から得ることもできます。

市からの支出の方法、協議会の主目的を整理することが大事ではないでしょうか。

(青木課長)

市の食生活推進員は印旛管内でも、千葉県内でもリーダー的存在です。ほぼボランティアのように地域の食育活動を行っていただいているので、補助額は少ない額ですが、市としてはできる限りの協力をしていきたいと思っています。

交付について、別的手段でということであれば、そこは検討していきたいと考えており

ます。

(委員長)

佐倉市の保健師、栄養士及び管理栄養士は何人いますか。

(青木課長)

保健師は 33 名、健康増進課には栄養士が 4 名、管理栄養士が 2 名おります。

(委員長)

この協議会の事務局は、どこでおこなっているのですか。

(池田主査補)

健康増進課です。

(委員長)

この補助金が不交付になったときのデメリットはどんなことですか。本来、市でおこなう栄養改善事業は、基本健康診査などで改善が必要となっている方に対して、栄養改善教室に参加してもらい健康の維持・改善を図る事業です。

したがって、改善が必要な対象者に栄養改善教室に参加を呼び掛ければよいわけです。

市が、直接おこなえばいい事業に、わざわざ団体をつくって事務局を市が実施し、補助金を交付しなければならない意味が理解できません。また、このような零細補助金は整理する必要があると考えます。

(青木課長)

特定検診等で栄養管理指導が必要になる方については、市の事業として別に行っています。

(委員長)

ですから、二重行政ではないのですか。市がおこなっている事業と同じような事業に 4 万 4 千円の補助金を交付している理由がわからないといっているのです。

この補助金は廃止して、市がおこなう栄養改善教室の企画・立案などに市民グループの方の英知を結集していただくことなどを考えたほうがよいと思います。

また、市が市民グループの事務局をおこなうことに問題はありますか。会議の通知を発送するには、文書作成、封筒代、郵送料がかかります。また、補助金を請求するには、一般的には定款、役員名簿、事業計画、予算などの書類が必要ですし、事業終了時には実績報告として、事業報告、決算などの書類が必要となります。こういった事務は、職員の時間を相当必要とします。したがって、同じような業務ならひとつに整理して本来業務の充実を図ったほうがよいと考えるわけです。

また、厚生労働省の情報などは千葉県を通して、健康増進課に来るわけですから、千葉県の食生活改善推進協議会に加入しなければ情報が得られないということは考えられません。このため、この補助金を廃止した場合、どういうデメリットがあるのかはつきりさせ、市が困る理由がなければ廃止すべきです。

(青木課長)

市の栄養管理指導と食生活改善推進員の活動は、一部同じ活動もありますが、根本的に違うものです。メタボだけではなく、食生活改善の普及啓発をバックアップしていただいているということで、この活動をやめることは考えておりません。

もし補助がなくなったら、県の組織、全国組織に加入しないということはないと思いますので、推進員自身の会費で賄うことになると思います。

(委員長)

千葉県の食生活改善協議会に加入しないと、市にデメリットが生じるということであれば、健康増進課の予算に計上し、負担金として直接執行すればよいわけです。

(A 委員)

年間 109 回のイベントがあるということですが、会場の借上げ経費や広告経費等はどこから支出されるのですか。

(青木課長)

会場は公的な施設ですから、経費はかかりません。

(A 委員)

活動にはほとんど経費がかからないということでしょうか。会の活動経費に対する補助であれば理解できるのですが、市からの補助金をそのまま千葉県の食生活改善推進協議会への会費に充てるということが理解できません。

(委員長)

健康増進課の予算から、食生活改善推進委員の活動にかかわる消耗品、郵送料、封筒などの費用を支出しているのではないですか。

(青木課長)

もともと、事業費に対する補助もしていたのですが、おかしいという指摘を受けて、市の予算から直接執行することになりました。千葉県の食生活改善協議会への会費だけが補助として残ったという経緯があります。

(委員長)

このグループの事務局が健康増進課なのかわかりません。このグループが特別なのでしょうか。他にも健康に関する市民グループはあるのではありませんか。また、市が事務局をおこなってグループの主体的活動は確保されるのでしょうか。

(池田主査補)

県からの文書は健康増進課に来るのですが、事務所は会長宅にあります。

(委員長)

非常に不明瞭です。市民団体の事務局を市役所にしていただけがありません。

(B 委員)

料理教室は推進員の方々が企画するのですか。

(池田主査補)

年間の活動テーマは市の栄養士が決め、地区ごとに計画を立てます。その計画の中で

ういう活動をするかという部分は推進員の方々が決めています。

(委員長)

市民参加で栄養改善事業を進めようということであれば、市の需用費や役務費を使うということは理解できます。しかし、市が議会の同意もなく特定の団体の事務局をおこない、そのグループを市の意向で動かすということであればとんでもないことです。

団体・グループと一線を引かず、なれあいで通信費を支出し、公共施設の会場を無償で提供していることは他の団体・グループに説明ができますか。

また、こういった団体に補助金を支出することが適切かどうか検討してみてください。

(A 委員)

食生活改善推進員は、佐倉市が委嘱しているのでしょうか。

(細井副主幹)

そうです。ボランティアの方を養成して、委嘱して活動していただいています。

(委員長)

どっちつかずの活動をしているのが気になります。行政が行う事業の仕組みとその理論武装、支出の仕方をしっかり検討してください。

(B 委員)

活動内容はいいですね。

(A 委員)

活動内容はとてもいいと思います。推進員を増やして、食生活の改善を進めていただきたいと思います。

## ■佐倉市林業振興事業補助金

(金子参事農政課長事務取扱、岩井副主幹、笠井主査、服部主査補)

### ～概要説明～

この事業の目的は、森林の適正な管理を行い、林木の健全な成長を促進するとともに、森林の持つ水源の涵養、自然環境、自然景観の多面的機能を維持保全するため、森林の維持管理に要する経費に対して、補助金を交付するものです。

補助対象事業は、人工造林、下草刈、間伐、枝打ちで、対象経費の 4/10 以内の補助率となっております。

しかしながら、農林業者の高齢化に伴い、こういった森林の適性管理ができないという実情があり、この補助金については平成 24 年度を最後に、事業活動の実績はありません。

なお、この補助金については、千葉県造林補助事業実施要綱に基づく県単独の補助金で、市町村を通して補助金を交付する仕組みとなっていることから、その交付手続きをするために、この要綱を設置しております。

このため、この補助金に対する市の負担はありません。

～質疑応答～

(委員長)

林業従事者は今何人いますか。また、平均年齢を教えてください。

(金子参事)

190名と聞いておりますが、平成17年度の国勢調査では7名となっており、国勢調査では、それ以降0名です。

(委員長)

昔、林業を営んでいた林は、現状ではどうなっているのですか。

(金子参事)

佐倉市の山林の原風景を見ていただければわかりますが、自然の形態を維持しております。

こういった実情ですので、市としての補助事業はありません。県の仕組みが市の補助金を通して支出するという仕組みですので、市としては補助金のシステムだけは維持しているというのが現状です。

(委員長)

職員だけでなく、商工関係者、農業関係者、林業関係者、大学等の研究者など幅広く市民の英知を結集して、佐倉市の林業を今後どうするのか調査・研究していくことは重要です。

(金子参事)

国内産の材木は高価で、建築物に使用されるのが輸入材が大半を占めるという現状において、林業の後継者を育て、森林を守っていくということは難しいと考えております。

委員長のご意見は、林業という観点ではなく、環境の保全という観点から考えていくべきものと考えております。

(委員長)

林業は企業体が小さく、木材の安定供給ができないという問題があつて、国内産の材木が建築物に利用されないという現状があります。

業界の再編成をして、企業体の統合をして、仕組みを作れば変わってくるという話は聞いたことがありますか。

(金子参事)

都道府県の立地によっても違って来るのかと思います。千葉県は山武杉が有名ですが、安定供給ができない、林業に携わる人がいない、技術のある後継者がいないというのが課題ということでした。

佐倉市が東北の中山間地のように、林業を生業にするしかないといった地形、地理であれば、農林水産業の一環として考える必要があると思いますが、佐倉市の地形的な条件か

ら考えると、環境面から考えるべき問題かと思っております。

(B 委員)

事務負担について伺いたいのですが、予算も決算も 0 だった場合、他の補助金と同量の事務が発生するのでしょうか。

(金子参事)

交付申請がなければ事務負担は一切発生しません。

(D 委員)

環境保全の観点から考えていこうということですが、この補助事業についても環境整備という枠組みが含まれていると思います。この補助事業は、林業を生業としている方に限られているのでしょうか。また、森林整備組合以外への補助も可能なのでしょうか。

(金子参事)

山林所有者であればこの補助事業の対象になります。ただし、事業を確実に実施していただくため、佐倉市の場合には、森林組合の支部を通して申請してもらっています。

環境保全も対象になるのではないかという話ですが、補助の対象は人工造林、下草刈り、枝打ち、間伐だけが対象経費です。

(A 委員)

市として山林の認定区域はどれくらいあるのでしょうか。

(笠井主査)

約 1,900ha あります。県の計画で決まっています。

(A 委員)

どの辺の地域に森林が多いのでしょうか。

(金子参事)

和田地区、弥富地区といった農村地域に多いです。

(委員長)

固定資産税はどうですか。

(金子参事)

固定資産税はかかりますが、都市計画税は都市計画区域だけにかかる目的税であり、森林は調整区域ですので、かかりません。

(委員長)

所有者は個人ですか。

(金子参事)

農地の場合には所有制限があるのですが、山林原野の場合には所有制限がありませんので、法人の場合もあります。

(委員長)

林をどうしていくかという研究をしないといけないのではないのでしょうか。佐倉市の人口が減って、土地が余るといったときに、林をどうしていくか考えた方がいいのではない

でしょうか。

市民、研究者を集めて勉強会を行うといった仕組みを構築していくことが必要ではないでしょうか。

福井に行ったとき、立派な家でも市街地から離れた住宅はなかなか売却できないという話を聞きました。

(金子参事)

佐倉市では第4次総合計画の中で、定住人口交流人口の増加という主題を決めておりまして、農政課では新規就農者の育成支援をしており、県内でもトップクラスで、今年は18名、市外からの新規就農がありました。

新規就農される方々に、農村地域の空き家を紹介して、そこに住んでもらうといった空き家対策も行っております。

(委員長)

2年間補助金の執行は0ですが、県の補助金がある以上、なくすわけにはいきませんね。

(金子参事)

千葉市は200万円程度、成田市で80万円程度の事業をおこなっており、県としても廃止はできないという現状です。佐倉市としては受け皿を維持するしかないと考えております。

(A委員)

維持すべき山林について、環境保全の観点から指定し、その指定樹林を手入れする所有者があれば、市として補助を考えていったほうがいいのではないのでしょうか。

環境保全という観点で補助を行わないと、山林が荒れたり、乱開発が行われてしまいそうです。

(委員長)

環境保全の担当課と連携してください。森林の活用をどう図っていくかという検討をお願いします。

(B委員)

里山という切り口だと、農政課は関係するのではないのでしょうか。

(金子参事)

里山、谷津といった言葉は市民活動の中で出てきた言葉です。市として里山を保全していこうというのは、環境保全の観点から整備指針を設けております。

(委員長)

農政課だけでは対応できないものですね。環境保全、子供の遊び場、防犯、そういった関係セクションで活用の庁内検討をお願いします。

#### ■佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金

～概要説明～

(金子参事)

この補助金は、印旛沼における漁業の振興や漁業資源の確保をするため、印旛沼漁業協同組合が行っている稚魚の放流に対し、補助金を交付するもので、佐倉市を含め、関係する4市2町、成田市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町で行っております。

この放流事業は、漁業法128条の規定により、千葉県内水面漁業管理委員会の命令を受けて、内水面の漁業権である第5種漁業権の免許を受けた印旛沼漁業協同組合が、第5種共同漁業権魚種の増殖計画に基づいて、ワカサギの卵、フナ、ウナギの稚魚を放流するものです。

これまでの交付実績ですが、平成24年度まで各年度35万円の補助金を交付しておりますが、平成25年度は年度当初に相談があったものの、その後申請手続きがなく、年度途中で交付申請するよう連絡をしましたが、申請がなされませんでしたので、補助金の交付はしていません。

～質疑応答～

(委員長)

一部事務組合なのでしょうか。

(金子参事)

漁業法に基づく漁業組合です。漁業権を持つ組合で、第5種というのは内水面の漁業権です。

(委員長)

なぜ平成25年度は補助金の支出がなかったのですか。

(金子参事)

補助申請をするよう催促もしたのですが、申請がありませんでした。

これは佐倉市だけではなく、関係する市町村へも申請したりしなかったり対応がまちまちで、それぞれの市町村において交付の判断をしました。佐倉市、栄町が交付をしておりませんし、印西市、八千代市は平成25年度予算から予算措置をしていません。

(委員長)

稚魚の放流はしていないのでしょうか。

(金子参事)

しております。千葉県内水面漁場管理委員会があり、第5種共同漁業権魚種の増殖計画に基づき、印旛沼の漁業資源を保護するために稚魚の放流をなささいという命令があります。市町村の補助がなくても、漁業組合の責務として毎年放流を実施しています。

(委員長)

佐倉市に漁業を営んでいる人は何人いるのですか。

(金子参事)

印旛沼漁業協同組合の組合員数が279名なのですが、うち73名の方が佐倉市です。漁に

従事している方は、平成 23 年 12 月の段階で 13 名です。

(委員長)

今後、補助金の交付はしないのですか。

(金子参事)

稚魚の放流は印旛沼漁業協同組合に課される義務ですので、自己責任において行ってもらおうという意見が関係市町でも大半を占めています。今後、もう一度関係市町が集まって、方向性を決めていきたいと考えております。

平成 25 年度は佐倉市、栄町が交付をしなかったこと、印西市、八千代市では予算措置さえしておりませんので、集まって議論になれば廃止ということになるかと思えます。

(B 委員)

その場には印旛沼漁業協同の方も入るのですか。

(金子参事)

入りません。

(委員長)

結局のところ、補助金を支出するのですか。

(金子参事)

現在のところ、補助金申請の問合せもありません。佐倉市では平成 26 年度も補助金は予算措置しておりますので、申請があれば補助金を交付したいと考えております。

来年度以降については、関係市町と方向性を決めていきたいと考えております。

(B 委員)

印旛沼漁業協同組合が放流事業を行っているかチェックをするのは県の仕事ですか。

(金子参事)

漁業法 128 条に基づく命令は重い権限ですので、千葉県内水面漁場管理委員会が管理をしています。佐倉市としても放流の現場確認をしています。

(B 委員)

私は、補助金を廃止する、継続するといった話し合いは 4 市 2 町で進めていただいて、印旛沼漁業協同組合とすり合わせをしたほうがいい、という意見です。法律に基づく放流が管理されていて、佐倉市にチェックの義務が課されていないのであれば、廃止してもいいのではないかと思います。

(金子参事)

4 市 2 町で話し合いをし、結果が出れば、印旛沼漁業協同組合へ伝えていきたいと考えております。稚魚の放流は千葉県内水面漁場管理委員会が管理をし、佐倉市にはその監視権限はありませんが、毎年補助を行っているという観点で、現場の確認を行っている現状です。

(委員長)

魚を取る人が減って、稚魚を放流しているのであれば、魚は増えていくのではないのでしょうか。

(金子参事)

外来魚が多く繁殖しており、ワカサギの卵などは餌になってしまう部分もあります。稚魚は放流しなければ数が減ってしまいますので、放流しなければなりません、外来魚に食べられてしまう割合も高いと思います。

(B 委員)

森林の補助と通じるところがあるように思います。この事業も魚を取るために放流をするのではなく、環境を維持するために、生態系を崩さないために行っているような気がします。

(金子参事)

そういった側面も出てきているかと思います。もともとは印旛沼漁業協同組合は内水面の自然資源を使って収入を得ていたのですが、その資源を維持、保護していくという責任もあるので、そういった意味でこの事業が行われています。

実際には高齢化により漁業に従事する方が減って、また、外来魚が繁殖して在来種が少なくなっているという状況を踏まえると、印旛沼の環境資源保護という観点も持ち合わせていると思っています。

(C 委員)

うなぎも稚魚を放すということですが、印旛沼でうなぎを取ってうなぎ屋さんを営んでいる方もいらっしゃるのですか。

(金子参事)

印旛沼漁業協同組合が水産センターという施設を持っておりまして、うなぎの販売、食堂ではうなぎを提供しています。

(C 委員)

放流しても外来種に食べられてしまうようでは、外来種を育てているようなものです。根本的に考え方を変えたほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

いずれにせよ、1市で決められる問題ではないので、4市2町でしっかり話し合いをして、方向性を決めてください。

## ■佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金

(高橋廃棄物対策課課長、長谷川主査、大塚主査補)

～概要説明～

(高橋課長)

当助成事業は、生ごみの堆肥化容器や、電気式生ごみ処理機を一般家庭に設置していただくことにより、家庭から排出される生ごみの減量化、及び、再使用、再資源化を目的と

して平成3年度に創設された事業です。

助成内容は、コンポスト容器、生ごみの堆肥化容器については、購入額の1/3、上限額を2千円としております。電気式生ごみ処理機については、購入額の1/4、上限額を1万円としております。

平成25年度の実績ですが、生ごみ堆肥化容器が60台で74,300円の助成を行っています。電気式生ごみ処理機につきましては、14台で14万円の助成を行いました。合計で74台、214,300円です。

～質疑応答～

(B 委員)

コンポスト容器や電気式生ごみ処理機はいくらくらいするのですか。

(高橋課長)

型式にもよりますが、コンポスト容器は6,000円から10,000円くらい、電気式生ごみ処理機は5万円から8万円です。

(B 委員)

各年度の成果として、生ごみの減量化を挙げていますが、全体量に対してどのくらい貢献しているのですか。

(高橋課長)

集計数値で前年度可燃ごみの収集量が約33,447トンで、そのうちの1,966トンですので、約6%程度の減量効果があると考えております。

(委員長)

焼却炉は何型なのですか。

(高橋課長)

流動床です。

(委員長)

堆肥の行先はどこですか。

(高橋課長)

家庭菜園、庭木、プランター等、家庭内で処理していただいています。

(A 委員)

保育園や学校など生ゴミが出る公共施設に、コンポストの導入をしているのですか。

(高橋課長)

コンポストを置いた実績はあるのですが、なかなか稼動しなかったという経緯があります。

(A 委員)

市民にごみの減量化を誘導するのであれば、自らが行うべきではありませんか。

コンポストに補助があるというのは、市民にはどうPRをしているのでしょうか。

(高橋課長)

主に広報紙、ホームページで周知を図っています。また、年に1度ですが、消費生活展でPRしています。

(A 委員)

購入する際に、市から補助が出ているから安くなっているというのがわかるようになってますか。

(高橋課長)

指定業者が市内に10社ありまして、指定業者から請求をもらって支出しています。買ったときに、値引きのような形でわかるようになっています。

(委員長)

補助金を支出するとき、市民か他市の人かは、どうやって判断しているのですか。

(高橋課長)

近隣市のほうが助成率が高いというのが現状です。

(委員長)

学校給食の残渣はどう処理していますか。

(高橋課長)

堆肥化は行っていません。

(B 委員)

この補助金の目的が生ごみの減量化ということですが、ごみの減量化にそれほど寄与しているものでないとするならば、意識啓発が目的なのではないでしょうか。

本当にごみの減量を目的とするなら、大量にごみが出る事業所で取り組んだほうが効果がでると思います。

(委員長)

事業系のごみはどこで処理しているのですか。

(高橋課長)

事業者独自のルートで廃棄処理しています。

(委員長)

人口が17万人でごみの排出量が33,000トンというのはとても少ないです。

(C 委員)

農家の方は自分の畑に入れてしまうのではないのでしょうか。

(高橋課長)

数年前と比べると、1軒あたりのごみの排出量が50グラムは減っています。

(委員長)

食品残渣は塩分の影響があつて畑には入れられないということを知りました。

全体の普及率はどのくらいですか。

(高橋課長)

普及率は抑えておりません。

(委員長)

コンポストが売れない理由として、最近の住宅の敷地の狭さの問題があります。30坪程度ですとコンポストを置くには狭く電気式になりますが、電気式は高くなかなか普及しません。また、マンションのベランダに置くには、匂いが気になりますので、なかなか普及しません。

(B委員)

庭が広くないとコンポストが置けない、ベランダが広くないと電気式も置けないということであると、みんなが買えるものではないということですね。

意識啓発の対象も庭の広い方、大きいマンションに暮らす方に限られるのであれば、水の絞り方とか、そういったものを意識啓発したほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

この事業は何年経過したのですか。

(高橋課長)

23年です。

(委員長)

設置できる場所は、概ね普及したのではありませんか。また、若い転入者の方に電気式の5万円の負担というのは、ハードルが高いと思います。

(A委員)

環境対策はお金をかけて手間暇をかけないと進みません。私はこの制度を現状維持すべきかと思います。

(C委員)

20年くらい前にコンポスト容器を購入したのですが、佐倉市で購入できるコンポストは上から出し入れするしかない構造で、使いづらいものです。下から取れる構造のものがあれば、もう少し普及すると思います。

(高橋課長)

各種メーカー、いろいろな構造がありますので、研究したいと思います。

(委員長)

私も継続すべきだと思います。市民に補助制度の周知を徹底してください。一つ注文があるのですが、数字をきちんと整理しておいてください。

コンポスト容器がどれくらい普及したのか、電気式生ごみ処理機がどれくらい普及したのか、生ごみがどれくらい減少しているのか、そういった数字を年度別に整理しておいてください。

そういった統計を周知したほうがいいのではないのでしょうか。黒板に掲載する等の工夫があってもいいと思います。

学校給食の残渣についての研究もぜひお願いします。東京では常識です。

(高橋課長)

研究していきたいと思います。

## ■自主防災組織活動助成金

(高橋防災防犯課長、秋葉副主幹)

### ～概要説明～

この助成金は自治会、町内会を中心に設立された自主防災組織の育成、支援を目的に行っています。助成の内容ですが、地域の自主的な防災活動に対して、補助率を1/2として、設立時に4万円、2年目から5年目までの間各2万円を上限として交付しております。

また、平成25年度から設立から10年を経過した団体に対して、防災資機材の購入、修繕を対象に、上限10万円の助成制度を新たに始めております。

平成26年6月末時点の自主防災組織の設立数は97団体です。

### ～質疑応答～

(委員長)

用途は何ですか。

(秋葉副主幹)

10万円の助成については、設立が10年を越える団体を対象にしたもので、貸与している発電機、リアカー、投光機、救助工具、テント、物置等資機材の修繕および購入です。

4万円、2万円の助成については、活動に対する助成で、各団体が行う防災訓練等にかかる経費に対してのものです。

(委員長)

自主防災組織を構成する方々は会費を払っているのでしょうか。

町内会費から自主防災組織に支出しているのでしょうか。

(秋葉副主幹)

そうです。

(A委員)

自主防災組織は自治会・町内会単位で組織されていて、全自治会に組織するというのが目標なのではないでしょうか。

(秋葉副主幹)

防災防犯課としては、全自治会に組織していただきたいと考えております。

(A委員)

一つの自治会で20世帯程度のところから1,000世帯のところまでありますが、規模が小さすぎると自治会単位では機能しないのではないのでしょうか。

(秋葉副主幹)

規模の小さい自治会は、近隣との連合で組織しているところもあります。

(A 委員)

防災防犯課としては、連合して組織することも念頭においているのでしょうか。

(秋葉副主幹)

災害時は自治会連合会等の大きな組織ではなくて、向こう 3 軒両隣のような小さいコミュニティから動き始めるので、基本的には自治会単位を想定しています。

(A 委員)

資機材は貸与しているということでしょうか。

(秋葉副主幹)

そうです。自治会により規模は違うのですが、最低限の資機材を揃えておかなければいけません。この補助とは別に、市からは税抜き 35 万円を上限とする資機材を貸与しています。

(A 委員)

大きな自治会では、35 万円では足りないのではないのでしょうか。

(秋葉副主幹)

大きな自治会であれば、その規模に応じた資金が自主防災組織に支出されています。規模が小さいところだと、1 世帯あたりの負担が大きくなりますので、市から資機材を貸与しています。

(A 委員)

ある程度住民の負担に頼っているということですか。

(高橋課長)

この補助は自主防災の意識付けを図るもので、組織に向けたきっかけづくりが目的です。

(委員長)

自治会町内会で自主防災組織を組織しないところがあるのでしょうか。

(秋葉副主幹)

あります。

(委員長)

この補助金は不平等だと思います。小さい自治会・町内会と、1,000 世帯を超える自治会・町内会に同じ補助額というのは、不平等ではないでしょうか。

補助金の支給方法を精査する必要があると思います。基準補助金として均等に支出します。規模が大きいところは人数割で加算して、エリアが大きいところには面積割を加算して、という支出をしたらいかがでしょうか。

もう 1 点ですが、250 自治会があって、そのうちの組織数が 97 団体というのが、気になります。自主防災組織は第一線の組織として、職員が来るまで頑張ってもらわなければいけません。

また、東京が被害を受けた場合、千葉がどうなるのか、佐倉市がどうなるかということを考えておかなければならないでしょう。そういうことを踏まえて、自主防災組織は重要だと考えております。発展的に考えてください。

この補助金は増えなければいけない補助金です。

(B 委員)

自治会として機能していないところがあるという話を聞きました。自治会があつての自主防災組織ということだと、自治会をどう維持継続していくかということ併せて考えなければいけないのではないかと思います。

(委員長)

これだけをお願いしたいのですが、自治会、町内会を市役所の下請けとしないでください。また、名簿の作成・配布に際して、個人情報の取り扱いについては、重々慎重にしてください。個人情報の取り扱いについては、社会福祉課、自治人権推進課、企画政策課、防災防犯課、教育委員会など関係セクションが統一した取り扱いをすべきであり、そのため話し合いが必要となっています。

(C 委員)

設立時に4万円が交付され、5年目まで2万円ということですが、6年目以降は自分たちでやりなさいということなのですか。

(高橋課長)

そうです。

(C 委員)

私が住む地域の自主防災組織でも、パックに入ったご飯をもらったけれども数が足りないので買い足すという話を聞きました。

(秋葉副主幹)

市内の小中学校を広域避難場所に指定し、防災倉庫の中にアルファ米、クラッカー等を保管しています。賞味期限が切れそうになったものを、地域の自主防災組織が行う訓練のときに、炊き出し訓練として使ってください、といった形で提供させていただくことはあります。

(C 委員)

それはダンボールに入ったものですね。私が見たのは一人一パックのものでした。

(秋葉副主幹)

市ではそういうものを備蓄しておりませんので、自主防災組織独自で購入されたものかもしれません。

(委員長)

備蓄の食料を市役所がすべて確保するのは問題があります。最低でも各家庭ないし事業所で3日分は用意していただきたいものです。したがって、市が用意する備蓄の食料は備蓄まで、手が回らない生活保護者・低所得者などのほか、要介護高齢者・障害者と通勤・

通学の一時帰宅困難者の分ということになります。

(高橋課長)

自主防災組織の訓練に参加させていただく際、各家庭で食糧を備蓄していただくようお願いしています。

(委員長)

ハザードマップは作成していますか。

(秋葉副主幹)

平成24年度に防災アセスメントの調査を行い、東京湾北部地震の想定でハザードマップを作成しています。また、洪水、内水のハザードマップを作成しております。

(D委員)

地域により危険性が違うと思いますが、危険性の高いところで自主防災組織が組織されていない、組織されているといった把握はしていますか。

(秋葉副主幹)

ハザードマップ上に組織されている自主防災組織を落とすといった分析はまだできていません。

(D委員)

ということは、自主防災組織を設立しようというアナウンスは一律に行っているということですね。

(A委員)

いざというときに自主防災組織が機能することは重要です。きっかけづくりだけではなく、行政が継続的に指導・援助していかないと先細りしてしまいます。補助金を充実する方向で検討していただきたいと思います。

(B委員)

私も同意見です。5年で助成を打ち切ってしまうのではなく、継続した活動につながるような助成をお願いしたいと思います。

(秋葉副主幹)

財政的な支援ではありませんが、地域の自主防災組織が行う訓練に、市が保有する地震体験車を配置したり、職員による講話、消火器の使用訓練といった人的な支援は継続して行っています。

(委員長)

竜巻対策を作っておいたほうがいいですよ。佐倉市は平らな地形なので竜巻が起りやすいと思います。

## ■災害見舞金

### ～概要説明～

災害見舞金は地震、風水害、土砂災害、竜巻等の災害により、被災された方に対する見舞金の制度です。

対象は災害による自己の居住している住家の被害、また死亡、傷害等の人的被害を対象としており、支給額については、家屋の全壊が20万円、半壊8万円、床上浸水が8万円、死亡が20万円、全治1ヶ月以上の傷害が5万円となっております。

### ～質疑応答～

(委員長)

どれくらいの被害規模を想定して見舞金の額を試算しているのですか。

(秋葉副主幹)

総体の被害想定から額を設定しているものではありません。

平成14年度からの制度ですが、近隣市町村の様子を見て、額を設定したという経緯です。

(委員長)

それは違います。

実際の被害想定から額を設定しなければいけません。最大何世帯まで被害が及ぶのか、そのとき、佐倉市の財政力であればいくら出せるのかという観点から額を設定しなければいけません。

また、大災害のときは見舞金が出て、火災等の一般災害に見舞金が支出されないのは不平等です。

大災害時の義援金については、集まった金額によって配分額が違うのは仕方のないことですが、市役所が税金から支出する分については平等にさせていただきたいと思います。

(秋葉副主幹)

市から支出する分は、被害に応じて一律に決まっています。

(A委員)

あくまで見舞金ということで、火災保険、損害保険の加入の有無は影響しないのですね。災害救助法が適用された場合、援助金が支出されると思うのですが、それとの比較はどうでしょうか。

(秋葉副主幹)

別の制度から支出されたとしても、この見舞金はそのまま支出されます。

東日本大震災のケースですと、住家が全壊すると市からは見舞金が20万円交付されます。それとは別に、被災者生活再建支援法や千葉県の液状化住宅再建支援制度に沿った給付を受けられます。

(A 委員)

火災も災害と同様に家を失って困っている状況は同じなので、対象に入れるべきではないでしょうか。

(委員長)

金融機関とも連携していますか。災害見舞金を支給しなければならないのに、会計に現金がないために見舞金の支給が遅れたという自治体があると聞いています。会計、金融機関との連携も図ってください。

一般火災も災害なので、補助すべきだと思います。

(A 委員)

困っている人がいたら手を差し伸べるのが行政の役割です。

(高橋課長)

他の制度も含めまして、検討してみたいと思います。

(D 委員)

傷害については、豪雪指定がある場合ですか。

(秋葉副主幹)

傷害については、1 か月以上という条件で、医師からの診断書に基づいて判断をしています。雪については、豪雪指定といったものは必要ではなく、転倒等によって怪我をされた方に見舞金を支給しています。

(B 委員)

災害に関する助成金はいくつかありますが、これらは申請主義なのでしょうか。

(秋葉副主幹)

基本的にはそうです。昨年、台風 26 号による浸水被害が生じたときは、被害が沈静化した後に、職員が現地をローリングで調査、確認をしておりますので、その際に把握した情報に基づき、市から案内をさせていただいています。

(B 委員)

被害があった世帯には働きかけをしているということですね。

(秋葉副主幹)

把握したものについては、全てお知らせをしています。また、広報、ホームページでも周知し、補完しています。

(B 委員)

災害補助金については、一軒家を持っている場合、貸家に住んでいる場合、見舞金が出る場合といろいろあって、被災した方にとっては、起きたことに対処することで精いっぱいだと思います。

各種の災害補助金を整理、統合できないかとも思いますが、根拠規定が別々で一緒にすることができないのであれば、場合によってこういった制度があるということを周知する、そのあたりのフォローがきちんとできる体制づくりをお願いしたいと思います。

(秋葉副主幹)

東日本大震災の例ですと、災害が発生して、その被害がどの程度のものか職員で調査に出向いて、全壊か半壊かといった認定をして、その状況に則した制度を説明して、という形でご案内させていただいております。

(B 委員)

賃貸住宅の場合は誰に説明するのですか。

(秋葉副主幹)

そこで生活を営んでいる方に説明しています。

(委員長)

床上浸水のと、たたみを上げるようなサービスはしていますか。

(秋葉副主幹)

古い住家は布基礎ですが、新しい住家は水はけが悪い住家が多く、今年の台風 26 号の例ですと、床下収納庫からの排水等をお手伝いさせていただいています。

(委員長)

水を吸ったたたみはとても重いです。捨てるどころまで手伝ってあげないといけません。東京の場合は、廃棄物処理の担当課が処理を行っています。

## ■佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金

(井岡自治人権推進課長、鴨志田主査、飯野主任主事)

### ～概要説明～

自治会・町内会等連合協議会は、自治会・町内会が親睦と情報交換を図りながら、地域の範囲を越えた課題に対処するために形成された任意の連合組織です。

市では地域社会における住民自治の振興と、市民生活の向上に資するため、自治会等が相互に連携し、地域の共通課題について、共同で調査研究を行う環境整備をすることを目的に、それらの事業の経費について助成を行っております。

現在市内には 11 の連合協議会が設置されており、そのうち 10 団体が交付金を受けて活動しております。交付金の内容につきましては、自治会・町内会等連合協議会が行う事業に対して、交付対象事業に要する経費の範囲内で、1 協議会につき 2 万円及び構成団体数×2 千円の合計額を交付しております。

各協議会が実施している主な事業としては、市長との懇談会や、市職員との意見交換会、新進市への視察研修、広報紙の発行等があります。

### ～質疑応答～

(委員長)

連合協議会は、それぞれの自治会からの会費と、市からの補助金で費用を賅っているのですか。

(井岡課長)

そうです。

(委員長)

会議を開いてお茶を出して、それに補助金を出しているということはないですよね。

(鴨志田主査)

市長の懇談会、市職員との意見交換会におけるお茶代は補助の対象としています。

(委員長)

喉が渴けばお茶は自分で飲みます。お昼は家にいても自分で食べます。この事業だとお茶もお弁当も税金から出るのですか。

そういった費用は自治会からの会費で支出すべきではありませんか。

また、市長との懇談会などは、市がお茶を用意すればよく、団体が補助金でお茶を用意する必要はないと考えます。

(鴨志田主査)

目的が飲むことではありません。市長との懇談会、市職員との意見交換会の中で、付随してということです。

(委員長)

目的が何であれ、市から交付された補助金からお茶や弁当代を支出するのは問題があると言っているのです。

もし、補助金から支出するのであれば、この事業は、こういうルールに基づいて支出しているといった明確な説明がなされなくてはなりません。でなければ、補助金を支給されている団体・グループが市の補助金をお茶代等に使用してしまふ懸念があります。

(井岡課長)

地域のみなさんが自分たちの地域を良くしようという話し合いの中で出されるお茶ですので、公益性があるものとしてご理解を得られると思うのですが。

(委員長)

こういった補助金の使い方をしますと、佐倉市の補助金はお茶代だけで何百万円にもなります。

(鴨志田主査)

そういうことであれば、補助金全体の話ではないでしょうか。

(委員長)

いや、連合協議会だとお茶、お弁当が市の補助金から支出されているということがおかしいと言っているのです。お茶、お弁当といっても飲み食いです。市民から預かった税金を、一部の人が飲み食いすることに充てていいのでしょうか。

したがって、お茶代は自治会の会費から支出し、市からの補助金には含めないというこ

とが必要ではないでしょうか。

(井岡課長)

自分の時間を割いて会議に出席していただいている、あるいは地域で率先して活動していただいているという中で、会議の際にお茶を出すのは当然ではないかと思うのですが。

(委員長)

そうであれば、報酬を出すべきではないでしょうか。活動そのものに補助金を出すのは理解できます。お茶代、食事、旅行に使うのは理解できません。

自治会役員だけが特別扱いされていませんか。一般の自治会員に恩恵がないのはどういふことでしょうか。ご苦勞をかけているから、お茶を出し、お弁当を出しているというのは理解できません。一般の市民が理解できますか。

自治会・町内会の横の連絡が必要なのは理解できます。お酒だけではなく、お茶、お弁当も広義の飲み食いであり、それを補助対象として許容することは、自治会役員の特権意識につながってしまうのではありませんか。

誤解のないように言っておきますが、私はお茶を出すのがいけないといっているのではありません。補助金の充当先がお茶ということはないといっているのです。したがって、お茶は団体が集めた会費から支出し、市からの補助金はお茶や弁当代に充当しないというルールをつくってほしいといっているのです。

(B 委員)

補助対象事業の具体的事業の中には、相互の連絡調整の他に、地域の共通課題についての調査研究、自主防犯、自主防災など生活安全に関する事業、社会福祉に関する事業とありますが、交付金が事業に充てられる割合はどれくらいなのでしょう。

(井岡課長)

10 団体、それぞれ行っている事業が違うので、一概には言えません。

(B 委員)

対象事業の中身を見ると、とても重要な要素が入っていると思います。委員長のご指摘もごもっともなので、補助対象経費を明確にすればいいのではないのでしょうか。

(委員長)

コピー代、会場使用料に交付金を使うのは問題ありません。

(鴨志田主査)

会議のお茶くらいはいいのではないかと思うのですが。

(B 委員)

私も民間企業に勤めていますので、会議を行うときにお茶を出さないのはありえません。自分でお茶を持ってきてくださいとは言えませんが、その会議が課題を持ち寄るだけで終わってしまって、次の事業に結びつかないのであったら、そのお茶代がもったいないのではないかという気がします。

(委員長)

補助対象としてお茶を含めるかどうか、佐倉市として統一的なルールを設ければいいと思います。ある活動はお茶が出る、ある活動はお茶が出ないというのは不平等です。

とくにイベント事業で、市から交付された補助金からお茶を出すことは問題があります。くり返しになりますが、お茶代は会費から支出し、市の補助金からは支出しないというルールが必要ではないでしょうか。

(D 委員)

各自治会からの会費からお茶を購入しているということにできないものなのではないでしょうか。

(委員長)

各自治会から、役員は大変だからお茶代、お弁当代を自治会費から支出している、これなら理解できます。税金からお茶、お弁当を支出し、それが当たり前などというのは理解できません。

あるものはお茶が出て、あるものは全くお茶が出ない。不平等があってははいけません。佐倉市の統一的なルールがなければいけません。

(A 委員)

10 団体に交付していますが、交付対象事業に要する経費と、実際の補助金とでどのくらいの差があるのでしょうか。

(井岡課長)

10 団体では平成 25 年度の経費所要額が 141 万円、交付確定額が 65 万 8 千円ということで、約 80 万円の差があります。

(A 委員)

1 自治会・町内会でも 20 世帯から 1,000 世帯まで規模が違います。同じく 2,000 円では不平等ではないでしょうか。工夫していただければと思います。

(委員長)

平等性の担保についてご検討をお願いいたします。

類似している団体の活動でお茶を出しているところ、出していないところがあるので、そこは平等に取り扱うルールを作る必要があります。

補助金の実績報告書については、市からの交付金は事業に充当し、飲み食いについては会費で行っているという整理をするといった解決策もあります。

また、世帯数が違う自治会・町内会に平等に 2,000 円を支出するのはおかしいと思います。

以上 3 点、ご検討をよろしくをお願いいたします。

## 議題 2：意見とりまとめ

(委員長)

議事の中で出た意見がすべてですね。

(小川財政課長)

それでは、議事の中で出た意見を整理させていただきます。

### 議題 3：意見書作成に向けて

(委員長)

意見書作成に向けて、今後の論点を整理しておく必要があります。

事務局をお願いしたいのですが、ヒアリングの中で各委員から出された意見を、今までの議事録から箇条書きで整理していただき、次回の委員会までに電子メールで送ってください。次回開催の 5 日前までをお願いします。

また、意見書について事務局にたたき台を作ってもらいました。事務局の説明をお願いします。

### ～資料 2：佐倉市補助金検討委員会意見書（イメージ）～

(説明：小林主査)

(委員長)

イメージがないと意見の集約もできませんので、これをたたき台とし、今後、議論の中で大いに修正し、いいものを作り上げていきたいと思えます。

当面、「Ⅱ 補助金の現状と課題」、「Ⅲ 補助金等に対する意見」を整理していきたいと思えます。

「Ⅳ 今後の課題」については、今日の第 1 次産業の話にもありましたが、今回の検討委員会では議論が習熟しないものもあると思えますので、そういったものは「今後の課題」として整理したいと思えます。

次回からこのような形で進めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(A 委員)

財政課としてはいいづらと思えますが、「Ⅲ 補助金等に対する意見」のうち、「充実を検討した方がいいもの」といったものも加えていただきたいと思えます。

(小川財政課長)

このイメージについても、お気づきの点があれば、随時ご連絡いただければと思えます。

(委員長)

整理しますが、事務局はヒアリングの中で各委員から出された意見を、今までの議事録から箇条書きで整理して、次回の委員会の 5 日前までに電子メールで各委員に送ってください。

各委員は、「佐倉市補助金検討委員会意見書（イメージ）」について意見を整理しておいでください。

今回は、「佐倉市補助金検討委員会意見書（イメージ）」について議論を行い、その後で、ヒアリングの中で各委員から出された意見について整理を行います。

（終了：17：12）